

議案第 88 号

あきる野市観光施設に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市観光施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提出する。

あきる野市観光施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
秋川橋河川公園	一般社団法人あきる野市観光協会 あきる野市館谷台 16 番地	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
第 1 水辺公園リバーサイドパークの谷		
第 4 水辺公園秋川ふれあいランド		